

こと、年金調査の結果、平成〇〇年〇月受給分から審査請求人の年金受給額が増額されていることが判明したため、同年〇月分保護費について、年金から介護保険料特別徴収額を差し引いた89,900円を収入充当するとともに、同年〇月分及び〇月分の保護費の過支給額を同年〇月の保護費に分割して収入充当して同月分の審査請求人の支給額を10,174円とする本件処分1を行ったことが認められる。

また、審査請求人の介護保険料が減額となったことに伴い、収入充当額を変更し、同年〇〇月分の審査請求人の支給額を9,250円とする本件処分2を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、年金が増加したことにより住宅の家賃が生活保護費からカットされ、今まで以上の貧困生活となる旨を主張する。

しかしながら、処分庁は、平成〇〇年〇月分から審査請求人の年金額が増えたことにより、既に支給した同月分及び同年〇月分の保護費の過支給額を、同年〇月分保護費に収入充当する旨変更を行ったものであり、この取扱いに違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人が主張する家賃のカットとは、これまで代理納付されていた家賃について審査請求人が納付することを表すものと推認するが、そもそも代理納付とは、保護の実施機関が被保護者に代わり、家主や公営住宅管理者等に対し家賃等を納付することである。

これを本件処分1についてみると、審査請求人の年金額の増加により、審査請求人に支給する平成〇〇年〇月分保護費が10,174円となり、また、本件処分2についてみると、介護保険料特別徴収額の減により収入認定額が増加し、審査請求人に支給する同年〇〇月分保護費は9,250円となっており、審査請求人に支給する保護費が住宅扶助額の35,700円を下回るため、処分庁は代理納付を行わなくなったまでである。

審査請求人に支給する保護費の減少は、年齢基準の改定及び年金額の増額による収入充当額の増によるもので、支給額の算出に誤りはなく、処分庁の手續に違法又は不当な点は認められないことから、審査請求人の主張は認められない。

(3) 他に本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

| | |
|------------|-----------------------|
| 平成29年7月19日 | 諮問の受付 |
| 平成29年7月21日 | 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 |
| | 主張書面等の提出期限：8月14日 |

口頭意見陳述申立期限：8月14日

平成29年7月24日 第1回審議

平成29年8月16日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

(1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

(2) 法第8条第1項は、保護の程度に関し、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定め、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）をいう。以下同じ。）を定めている。

(3) 保護基準は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、年齢区分は、0歳～2歳、3歳～5歳、6歳～11歳、12歳～19歳、20歳～40歳、41歳～59歳、60～69歳、70歳以上と8つに区分され、この年齢区分によって基準額は異なっている。

平成28年8月の70歳以上の年齢区分における処分庁管内での居宅基準の生活扶助の額は74,630円であり、同年7月の60～69歳の年齢区分における処分庁管内での居宅基準の生活扶助の額は79,790円である。

(4) 法第37条の2は、「保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、(中略)第33条第4項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品(中略)のうち、(中略)被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当

該保護金品の交付があつたものとみなす。」と定め、生活保護法施行令第3条において政令で定める者として「当該被保護者に対し法第14条各号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者」と定めている。

- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のアの(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の1の(4)のアは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (7) 局長通知の第10の2の(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。)」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇月〇〇日、処分庁は、年金調査により審査請求人の同年〇月〇〇日受給分の年金額が増額していたことを把握した。
- (2) 平成〇〇年〇月〇〇日、処分庁は審査請求人宅を訪問して、同年〇月から年金額が増額したため、同年〇月分・〇月分の保護費の返納額が生じたことと、住宅扶助の代理納付が同年〇月からできなくなったため、審査請求人が家賃を納付書で納める必要があることを説明した。
- (3) 平成〇〇年〇月〇〇日付けで、処分庁は審査請求人に対し、年齢区分の変更による保護費の変更、また、増額後の年金額を収入充当するとともに、同年〇月分及び〇月分の保護費の過支給額を同年〇月から同年〇〇月までの各月に分割して収入充当した結果、〇月分の審査請求人の保護費の支給

額を10,174円とする本件処分1を行い、通知した。

- (4) 平成〇〇年〇月〇日、処分庁は審査請求人宅を訪問して、保護決定通知書を見せて、年金額が生活扶助費を上回っていること、収入充当額が1円でも住宅扶助費に充当された場合、代理納付を行うことができず解除となるため、審査請求人の年金と保護費で家賃を審査請求人自身で支払ってもらう必要があることを説明した。
- (5) 平成〇〇年〇月〇〇日付けで、処分庁は審査請求人に対し、「その他収入の変更」との理由により、同年〇〇月分の審査請求人の保護費の支給額を9,250円とする本件処分2を行い、通知した。

3 判断

審査請求人は、年金が少額増加したことにより、住宅家賃を保護費からカットされ自己負担となれば今まで以上の貧困生活となり、精神ストレス等を被り体調が悪くなって、何のための保護か分からない等主張する。

そこで、判断するに、本件についてみると、①上記1(3)のとおり、保護基準について、70歳以上の年齢区分における処分庁管内での居宅基準の生活扶助の額は74,630円、60～69歳の年齢区分における処分庁管内での居宅基準の生活扶助の額は79,790円とされているところ、審査請求人は、平成〇〇年〇月で70歳になったため、年齢区分における処分庁管内の居宅基準の生活扶助の額が減額されたことが認められる。また、②上記1(4)のとおり、住宅扶助費の代理納付について、法第33条第4項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品(中略)のうち、(中略)被保護者が支払うべき費用であって政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができることとされているところ、処分庁による代理納付については、本件処分1により支給される保護費が10,174円となり、また本件処分2により支給される保護費が9,250円となったことにより、審査請求人に支払われる保護費の総額が、住宅扶助額の35,700円を下回ることを理由に、これを行わなくなったことが認められる。③上記1(7)のとおり、収入充当について、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされているところ、平成〇〇年〇月〇日、処分庁は審査請求人について年金調査を行ったところ、平成〇〇年〇月に企業年金基金が解散したことによる老齢厚生年金の増額により、審査請求人の年金受給額が平成〇〇年〇月から増額していることが確認されたため、処分庁は、平成〇〇年〇月分について、年金から

介護保険料特別徴収額を差し引いた89,900円を収入充当するとともに、同年〇月分及び〇月分の保護費の過支給額を同年〇月から同年〇〇月までの各月に分割して収入充当した結果、〇月分の審査請求人の保護費の支給額を10,174円とする本件処分1を行ったことが認められる。④審査請求人の介護保険料が減額されたことに伴い、収入充当額を変更し、平成28年〇〇月分の審査請求人の支給額を9,250円とする本件処分2を行ったことが認められる。

以上のとおり、本件処分1及び本件処分2については、上記1の法令等の定めに従い適法に行われたものであることが認められ、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子